

---

# 高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ 2026(東京都)

## 【U-15 Tリーグ】

### 実施要項

---

1. 名称 : 高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ 2026(東京都)  
(略称: U-15 Tリーグ 【U-15 T1/U-15 T2/U-15 T3/U-15 T4】)
2. 主催 : (公財)東京都サッカー協会
3. 主管 : (公財)東京都サッカー協会三種委員会
4. 後援 : 東京都
5. 運営 : 東京都 U-15 Tリーグ運営委員会  
東京都中体連サッカー専門部, 東京都クラブユースサッカー連盟
6. 会場 : 駒沢第二球技場・駒沢補助競技場・清瀬内山運動公園・高井戸公園・府中の森公園  
サッカー場・代々木公園サッカー場等
7. 期間 : 2026年3月 ~ 2026年11月
  - 2026年7月1日~8月31日の期間はサマーブレイクとし試合を行わない。
  - 2026年7月1日~20日の期間は予備日に設定されるが、高温が予想される時間帯に試合は行わない。(17時を目安に KICKOFF 時刻を設定する)
8. 参加資格 : U-15 Tリーグに参加するチームの資格は以下の通りとし、1月開幕【中学生交流リーグ】については別に定める。
  - ① (公財)日本サッカー協会(以下、JFAと略す)に第三種として 2025 年度の登録(U-15)を 2025 年 12 月末日までにしたチームであって、2026 年度も引き続き登録(U-15)するチーム。  
**(チームとしての 2026 年度の登録(U-15)手続きは 2026 年 2 月末日までに行うこと)**
  - ② 2026 年度だけでなく、2027 年度以降も本リーグに継続的に参加する意思があること。
  - ③ 本リーグに参加できる選手は、上記①のチームを通して 2026 年度の選手登録を JFA に行っている選手で、2011 年 4 月 2 日以降に出生した者。
    - A) 本リーグに参加するすべてのチーム(2nd チームも含めて)は、2026 年 2 月末日までにリーグへのチーム登録を完了し、リーグに参加するそれぞれチームに所属する選手(U-15)が中学3年生だけで、あるいは中学3年生に中学1、2年生を加えて 11 名以上いなければならない。<2026 年 4 月 1 日現在の学年で>  
(注意)年度途中のチーム移籍によって上記の規定を満たせなくならないようにすること。
    - B) 2026 年 2 月末日以降、選手の追加登録は随時行うことができる。(大会事務局へ追加登録用紙を提出し承認された翌日より出場可能。なお、承認作業は毎月 1 日・15 日とする)  
クラブ連盟所属チームについては、システムで行うこととする。
    - C) JFA に 2026 年度の選手登録を 1 チームで行った者が、他のチームに移籍して追加登録をした上で本リーグへの参加を希望した場合、その都度、(公財)東京都サッカー協会(以下、TF A と略す)三種委員会で審査した上で、本リーグへの参加を認める。  
※2026 年 5 月 1 日(申請開始日)から 5 月 15 日(手続き完了日)の間と、2026 年 8 月 1 日(申請開始日)から 8 月 15 日(手続き完了日)で、申請も含めた必要な手続きを完了させる。
    - D) 中学3年生の試合への出場機会を確保するために、複数のチームで本リーグへの出場を希望するチームは、上記の規定にしたがって事務手続きを完了することで本リーグへ出場する

資格を得ることができる(資格の審査は三種委員会で行う)。

- ④ 上記③のC)の場合を除いて、本リーグは前期・後期を問わず、同一選手が異なるチームへ移籍後、再び本リーグへ参加することは出来ない。
- ⑤ 参加選手は、当該年度(公財)日本サッカー協会写真付き「登録選手一覧表」をプリントアウトしたもの、または電子登録証(以下、選手証)を会場に持参する事。  
基本的には、「登録選手一覧表」をプリントアウトしたものを、チームとして常に携帯し、使用すること。
- ⑥ 本リーグへの選手登録には人数に制限を設けない。
- ⑦ 帰国子女・海外子女に関しては、2010年4月2日以降の出生者まで出場できる。但し、事前に大会事務局へ出場許可申請書を提出し承諾を得、試合時にそのコピーを提出すること。
- ⑧ 本リーグへ参加するチームは前期・後期を通して参加すること。前期リーグのみまたは後期リーグのみの参加はできない。
- ⑨ (公財)日本サッカー協会より「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別のチームに所属する選手を、移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることが出来る。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は第4種年代とし、第3種及びそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。また、第3種年代相当の女子登録をしている選手も本項の適用対象となる。なお、クラブ申請で下部組織の選手を出場させる場合は、クラブ申請【回答】を毎試合本部に提示すること。
- ⑩ 本リーグへ参加するチームは、ホームチームとして試合を行うためにグラウンドを提供する義務を負う。  
今年度のリーグ戦はすべてのカテゴリーで、2回戦制(前後期制)で試合を行うので、参加する各チームは所属するリーグで行う試合数の半分の試合数をそれぞれのチームが開催するホームとしてグラウンドを提供する義務を負っていることになる。  
(例えば、8チームで構成されているリーグであれば7試合分をホームチームとしてグラウンドを提供する義務を負う)  
**2nd チームに関しては前期3試合以上、後期3試合以上(合計7試合以上)の提供を義務とする。※前期、後期にまとめた提供は認められない。**  
2nd チーム以下のチームが、上記で定めているホームチームとしてのグラウンドを提供できない場合は、当該チームのリーグへの参加資格を取り消し、試合結果を無効としてリーグ戦の順位を決定する。

9. リーグ構成 :参加希望チームを4部に分けてリーグを構成する。

【U-15 Tリーグの構成】

- ① 2026年度リーグの構成は、U-15 T1リーグ(16チーム 2ブロック)、U-15 T2リーグ(32チーム、4ブロック)、U-15 T3リーグ(64チーム、8ブロック)、U-15 T4リーグ(本リーグへ参加希望するチームのうちT1~T3に所属しないチーム)で構成する。
- ② 【U-15 T1リーグ】は、2025年度東京都ユース(U15)サッカーリーグの結果により、16チームを2ブロックに分けてリーグを構成する。
  - A) U-15 T1リーグは8チームによる2回戦総当たりでのリーグ戦を行う。
  - B) 前期(1回目の対戦)は3月から始め5月末までに終わることを目安とする。前期の成績で高円宮杯 JFA 全日本 U-15 選手権東京都予選会のシードを決める。
  - C) 前後期のすべての試合は10月末までに終わらせる。
  - D) A、Bブロックの1位で決定戦を行う。(U-15で行う)
- ③ 【U-15 T2リーグ】は、2025年度東京都ユース(U-15)サッカーリーグの結果により、32チームを4ブロック(8チーム×4ブロック)に分けてリーグを構成する。
  - A) 32チームを4ブロックに分ける。ブロック分けは2025年度の成績をもとに抽選で行う。
  - B) U-15 T2リーグは8チームによる2回戦総当たりでのリーグ戦を行う。

- C) 前期(1回目の対戦)は3月から始め5月末までに終わることを目途とする。前期の成績で高円宮杯 JFA 全日本 U-15 選手権東京都予選会の組合せを決める。
- D) 前後期のすべての試合は11月末までに終わらせる。
- ④ 【U-15 T3リーグ】は、2025年度東京都ユース(U-15)サッカーリーグの結果により64チームを8ブロック(8チーム×8ブロック)に分けてリーグを構成する。
- A) 64チームを8ブロックに分ける。ブロック分けは2025年度の成績をもとに抽選で行う。
- B) U-15 T3リーグは8チームによる2回戦総当たりでのリーグ戦を行う。
- C) 前期(1回目の対戦)は3月から始め5月末までに終わることを目途とする。前期の成績で各ブロック3位までのチームに高円宮杯 JFA 全日本 U-15 選手権東京都予選1次トーナメントへの出場権を与える。(6月開催)  
2ndチームの出場権はない。また、3位までに2ndチームが入った場合、3位までのチームで出場権を辞退するチームが出た場合でも、4位以下のチームからの補充はしない。
- D) 前後期のすべての試合は11月末までに終わらせる。
- ⑤ 【U-15 T4リーグ】は、2025年度リーグの結果と今年度のリーグに参加を希望するチームで構成する。参加チームを以下の条件に従って抽選でブロック分けしリーグ戦を行う。
- A) T4に参加する全チームを、8チームを基本とするブロックに分ける。ブロック分けは2025年度の成績をもとに抽選で行う。
- B) U-15 T4リーグは8チームによる2回戦総当たりでのリーグ戦を行う。
- C) 前期(1回目の対戦)は3月から始め5月末までに終わることを目途とする。前期の成績で各ブロック1位のチームに高円宮杯 JFA 全日本 U-15 選手権東京都予選1次トーナメントへの出場権を与える。(6月開催)  
2ndチームの出場権はない。また、1位に2ndチームが入った場合、1位のチームで出場権を辞退するチームが出た場合でも、2位以下のチームからの補充はしない。
- D) 前後期のすべての試合は11月末までに終わらせる。

## 10. 2027年度からのリーグ戦構成について <重要>

2027年度のリーグ戦から、各リーグの構成を下記の通りに変更する。

- A) T4リーグは参加全チーム(T1/T2/T3に所属チームを除く)で構成し、2回戦制でリーグ戦を行うことを原則とする。  
※参加チームによってリーグ編成が異なる為、リーグ数と何チーム構成かは参加チームが決まってから確定する。最大64チーム(8チーム8ブロック)

## 11. リーグ戦の昇降格 2027年度の各リーグへの昇降格は以下の通りとする。

- ① U-15 T1リーグで1位になった1チームが2027関東ユース(U-15)サッカーリーグ参入する権利を得るとともに義務を負う。
- ② U-15 T1リーグと U-15 T2リーグの昇降格、U-15 T2リーグと U-15 T3リーグの昇降格、U-15 T4リーグからの昇格については関東リーグとの昇降格のケースを含め、代表者会議で詳細を説明するが、関東リーグからの降格がない場合は下記の通りとする。
- T1は、1位と2位については決定戦、3位～16位はリーグ戦の結果で同順位のチームを「総勝ち点、総得点、総得失点、抽選」で決め、13位～16位が次年度T2に降格する
- T2は、1位～32位をリーグ戦の結果で同順位のチームを「総勝ち点、総得点、総得失点、抽選」で決め、1位～4位が次年度T1に昇格し、25位～32位が次年度T3に降格する
- T3は、1位～64位をリーグ戦の結果で同順位のチームを「総勝ち点、総得点、総得失点、抽選」で決め、1位～8位がT2に昇格し、57位～64位が次年度T4に降格する
- T4は、1位～参加チーム数位をリーグ戦の結果で同順位のチームを「総勝ち点、総得点、総得失点、抽選」で決め、1位～8位が次年度T3に昇格する

なお

○関東リーグにT1から1チーム昇格し、関東リーグからの降格がなかった場合は、T1の13位チームはT2に降格しない。これによってT2の25位、T3の57位のチームのそれぞれのディビジョンから降格しない

○関東リーグから1チーム降格し、T1から1チーム昇格した場合の各ディビジョン間の昇降格は上記の通りとする。

○関東リーグから2チーム以上、T1から1チームが昇格した場合は、降格によって増えるT1のチーム数分を12位から上の順位のチームが順に降格する。これによってT2の24位から上の順位のチーム、T3の56位から上の順位のチームが順に降格する。

- ③ **リーグ戦の昇格を決める参入戦は、各チームの U-14 チームで実施する。選手登録は別に定める。**
- ④ 複数チームで参加している場合、ファーストチームが降格しセカンドチームが昇格して同一リーグに所属することになる、あるいはファーストチームとセカンドチームの所属するリーグが入れ替わることはできない。ファーストチームの成績を優先して所属するリーグを決め、セカンドチームはファーストチームの1つ下のリーグに所属することとする。
- ⑤ 関東リーグへの昇格あるいは関東リーグからの降格によって昇降格のチーム数に変更が生じる場合は、以下の考え方に基づいて昇降格するチーム数を決定する。
  - A) 関東リーグへ昇格チームが出た場合、上位リーグからの降格数を減らすことで調整する。具体的にはT1から4チーム降格する予定のものを3チームに減らす。
  - B) 関東リーグから降格チームが出た場合、上位リーグからの降格数を増やすことで調整する。具体的にはT1から4チーム降格する予定のものを5チームに増やすなどする。
  - C) **上記の原則に従って、T1、T2、T3、T4の降格数についても調整する。**

## 12. 高円宮杯東京都予選会への参加権：

- ① 本リーグ戦の結果により『高円宮杯 JFA 第38回 全日本U-15サッカー選手権大会 東京都予選会』に参加するチームを決める。
- ② U-15 T1リーグに所属する16チームは東京都予選会への参加権を得るとともに義務を負う。なお前期7試合が終了した時点の順位によって、最大16チームを東京都予選会へシードする。
- ③ U-15 T2リーグに所属する32チームは東京都予選会への参加権を得るとともに義務を負う。なお前期7試合が終了した時点の順位によって最大32チームを東京都予選会へシードする。
- ④ U-15 T3リーグに所属するチームのうち、前期の試合が終了した時点で各ブロックでの順位が上位3位までのチーム(最大27チーム)は東京都予選1次トーナメント(6月開催)への参加権を得るとともに義務を負う。(セカンドチームが上位3位までに含まれるブロックがあった場合、そのブロックの4位以下のチームに対して繰り上げて東京都予選1次トーナメントへの出場権は与えない)
- ⑤ U-15 T4リーグに所属するチームのうち、前期の試合が終了した時点で各ブロックで最上位のチーム(最大6チームを想定)に、東京都予選1次トーナメントへの参加権を得るとともに義務を負う。(セカンドチームが上位2位までに含まれるブロックがあった場合、そのブロックの2位以下のチームに対して繰り上げて東京都予選1次トーナメントへの出場権は与えない)。
- ⑥ 中学生交流リーグ高円宮杯プレーオフから東京都予選会に参加できるチームは**6チーム**とする。
- ⑦ 複数チームで参加した場合、本リーグ戦から東京都予選会に出場権を得られるのは、そのチームのファーストチームのみとする。

## 13. 参加チーム：

- ① 参加を希望するチームは、日常的・継続的に専属で指導できる者(成人)2名以上を登録しな

なければならない。

- ② 参加を承認されたチームは、TFA三種委員会の規定を遵守しなければならない。
- ③ 参加資格を有するチームの中で、以下の条件が満たされているチームが希望をすれば、TFA三種委員会での審査を経てチームを複数に分けて本リーグに参加させることができる。
  - A) 中学3年生の試合への出場機会を確保するために、登録チームを複数のチームに分けて参加させた場合、選手が複数のチームに兼ねて出場することができないだけでなく、JFAにチームを通して2026年度の登録している中学2年生および3年生が40名在籍していること。(学年は2026年4月2日現在とする)
  - B) 複数に分けて参加する各チームに、日常的・継続的に指導できる者(成人)がそれぞれに専属して複数(各チーム2名以上)いること。(指導者がチームを兼ねることは認めない。よって1人の指導者が複数のチームのベンチに入ることも認めない。)
  - C) ※関東リーグに所属しているチームも同様とする。  
但し、GKコーチ及びトレーナーが複数のチームにベンチ入りすることはできるが、前記B)のチームスタッフとして登録することはできない。(2人の指導者の1人としてカウントすることはできない。)
  - D) 複数のチームで参加した場合、それぞれのチームはTリーグ U-15 運営委員会が希望した日に試合を行うとともに試合会場を提供することを義務とする。(チームとして同じ日でなければダメ、あるいは異なる日でないとダメといった事情は認めない)

#### 14. 競技規則：

- ① (公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。更に本年度中に FIFA の考え方に基づき JFA より出された「通達文」及び「覚書」・「規則の解釈や適用方法の文章」も同じ効力をもつ。
- ② 試合時間は、U-15 T1リーグは80分、U-15 T2リーグ/U-15 T3リーグ/U-15 T4リーグは70分とし、ハーフタイムのインターバルは原則として10分とする。なお各リーグでの参入戦は70分とする。  
※暑熱対策として、ガイドラインにそって前半・後半それぞれ半分が経過した時間(主審が適切なタイミングと判断した時間)で飲水タイムあるいはクーリングブ레이크を設けるが、実施する場合は各ハーフが始まる前に主審と両チームに通告をしておく。
- ③ リーグ戦における順位決定方法は、勝ち3点、引き分け1点、負け0点の勝ち点により、勝ち点の多い順に決定する。尚、勝ち点の合計が同一の場合は以下の項目に従って順位を決定する。
  - 1) 全試合のゴールディファレンス(総得点－総失点)
  - 2) 全試合の総得点
  - 3) 当該チーム同士の対戦成績(勝ち点)
  - 4) 抽選
- ④ 各試合とも、メンバー提出用紙2部(リーグ事務局に提出して承認を得たすべての用紙)を試合開始30分前までに、運営本部に提出しなければならない。
- ⑤ 選手証は、各チームの大会1試合目となる試合時に本部に提出し、登録用紙と確認を行う。その後の試合においては登録選手一覧表(電子選手証)と登録用紙の試合前のチェックは行わない。追加登録選手についても、出場可能となった1試合目の試合時に、本部に追加登録を報告し登録選手一覧表(電子選手証)と確認を行う。その後の試合では試合前のチェックは行わない。
- ⑥ 2試合目以降の試合では、登録選手一覧表(電子選手証)は試合前の整列時に持参し、用具とともにチェックを受けること。交代で出場する選手も交代時に本部に持参しチェックを受けること。
- ⑦ 登録選手一覧表(電子選手証)を提示できない選手は出場できない。
- ⑧ ベンチ入りは、選手(試合に出場している選手と交代要員となっている選手)30名と役員8名以内(但し、リーグに登録した成人の指導者1名以上を含む)とする。交代要員としてベンチ入

りできるのは、メンバー登録用紙に記載されている者に限る。(ベンチ入りするスタッフおよび交代要員は、他の者と明確に区別をつく服装(例えば、ビブスなどを着用する。但し、ビブスを複数の交代要員で共有することは認めない)でなければならない。

- ⑨ 選手の交代は、試合前に予め登録された19名までの交代要員の中から9名までの交代が認められる。
- ⑩ 上記⑨の規定にかかわらず、ハーフタイムの交代回数を除いて、交代回数は3回までとする。なお、チームが交代の手続きを適正に行わなかった場合、試合結果は当該チームの0-5の負けとする。
- ⑪ **試合成立人数は、試合開始時に選手11名とする。**試合開始後は競技規則に従い、どちらかのチームの選手が7名未満になった場合は試合を続けない。また試合開始時から試合終了時まで、1名以上の役員(リーグに登録した成人の指導者)がベンチにいないといけない。
- ※ 対戦するチームの役員(成人の指導者)が審判あるいは本部を努めている場合でも、ベンチには役員(リーグに登録した成人の指導者)は1名がいなければならない。
- ⑫ 試合が成立しなかった場合(登録選手一覧表(電子選手証)の提示ができない場合、試合開始時に選手11名が揃わない、チーム役員(成人の指導者)がいない等)は、当該チームの当該試合の戦績を0-5の負けとする。
- ⑬ 予定されていた試合実施について、学校などで感染症が拡大してチームの試合への参加許可が出ない場合を除いて、原則、試合日(マッチングされた日時)で試合を行う。試合を実施できなかった場合は上記⑪の規定にしたがって**三種委員会が判断する。**
- ⑭ 本リーグの運営に支障をきたした場合(帯同審判が用意できていない、メンバー表などの不備等)は、本リーグ規律委員会ですべて当該チームに対する処分を裁定する。
- ⑮ 外国籍選手の登録については、大会登録は5名まで、試合登録は1試合3名までを認める。
- ⑯ 本リーグにおいて退場を命じられた選手・役員は、次の1試合に出場できない。違反行為の内容によっては、それ以降の処置を本リーグ規律委員会で裁定する。  
尚、退場による出場停止の処分は、原則として本リーグの試合で適用する。
- ⑰ 本リーグ戦中に、3回の警告を受けた者(選手・役員)は、自動的に次の本リーグ1試合に出場できない。但し、リーグ戦で警告の累積は参入戦や入替戦には継続されないが、通算3回目の警告をリーグ最終戦で受けた場合は、参入戦や入替戦の次の1試合が出場停止となる。  
尚、警告による出場停止処分を繰り返し受けた選手・役員については、それ以降の処理を本リーグ規律委員会で裁定する。
- ⑱ 原則として、審判は参加各チームを指導するスタッフが帯同審判員として、審判員を取得して務めるものとする。有級審判員(S4級以上:東京都所属)でなければならない。
- A) 各試合の審判(主審、副審)は、必ず有級審判員でなければならない。  
※主審についてはU-18以上の有級審判員、副審についてはU-15以上の有級審判員で実施する。
- B) 審判員が試合の審判を務める時は、【電子審判証】を提示し、本部に提示するとともに、審判報告書に登録番号を必ず記載するものとする。
- C) **審判員は、各試合のキックオフ予定時間の30分前までに集まること。その時に審判証の確認を3人で行う。(所属が間違っていないかなど)**
- D) **審判員が無資格や遅刻などで運営を妨げた場合、別紙に定められている処罰がチームに科せられる。**
- ⑲ 上記⑯の規程にかかわらず、U-15 T1リーグおよびU-15 T2リーグの主審については、依頼できる範囲で協会から審判員の派遣協力を得る。  
※試合当日、審判員の派遣がキャンセルになる可能性があるため、対戦チームは必ず試合会場に審判ができる方を帯同すること。審判が派遣されなかった場合でも試合を実施することを原則とする。
- ⑳ 本リーグはテクニカルエリアを設置すること

15. その他 :

- ① ユニフォーム規定は、(公財)日本サッカー協会制定に準ずる。ユニフォームの色に関しては審判員が通常着用する黒色と区別が出来るものとする。  
ユニフォームは、登録された正副2種類のものから、対戦するチームが明確に区別できる色彩の組合せを、主審立会いのもとで決めて着用する。  
※本リーグにおいては、JFA から示されている「用具の運用緩和」は適用しない。  
※チームのキャプテンは、競技規則およびユニフォーム規定に適合したアームバンドを着用する。(競技のフィールド上にアームバンドを巻いたキャプテンがいなければならない)  
**※登録されたGKユニフォームが無い場合、別紙に定められた規定に準ずる。**
- ② 各会場において、第1試合のチームは会場設営(準備)を、最終試合のチームは後かたづけ、清掃を行うこと。**特に準備については試合開始10分前までに完了すること。**  
※各試合が終了した後はベンチや更衣室を使用したチームで清掃を必ず行う。
- ③ 参加各チームは本リーグの運営(運営委員会への出席も含めて)に協力しなければならない。
- ④ 各試合において、本部を行なう者がメンバー表【登録選手一覧表(電子選手証)】等の確認を行い、同時に両チームに出場停止者の有無の確認を行う。  
**また、本部で判断が出来ない事象が起きた場合は、速やかに運営委員会の各役員に確認を取る。もしも連絡が各役員に連絡が取れない場合は、試合は予定通り行うが運営委員会預かりとする。**  
参加資格及び大会規定の違反もしくは大会運営上、不都合な行為が発生した場合は、TFA三種委員会で事情聴取を行ったうえで裁定する。
- ⑤ 負傷者、事故等の処置、対応は参加チームの代表者の責任において処理すること。
- ⑥ 参加者はスポーツ傷害保険に加入していること。
- ⑦ 参加資格に違反もしくは大会運営上、不都合な行為が発生した場合は、該当チームより事情聴取をした上で、リーグ戦の戦績に関する処分とチームに対する処分を本リーグ規律委員会で審議し裁定する。
- ⑧ **リーグ戦への参加申込は、下記の Google フォームから行うこととする**  
**2026年1月30日(金)13時までとする**  
<https://forms.gle/WDVmSSnZu7NZXtdc6>

Google フォームでの申込みが完了できていないチームについて、  
いかなる理由があっても「リーグへの参加」を認めない。

- ⑨ 「メンバー登録用紙」/「プライバシーポリシー同意書」は、  
**2026年2月27日(金) 13時迄に U-15 Tリーグ運営委員会」宛にメールで行う。**  
 メール送信先 E-mail: [tcy@tokyo-cy.jp](mailto:tcy@tokyo-cy.jp)  
 ※クラブ連盟所属チームについては、システムで行うこととする
- ⑩ リーグ戦に関わる経費については、
- A) リーグ戦参加費(事務局およびリーグ運営費など)は、1チーム 5,000円 とする。
- B) パンフレット(リーグプログラム)を 300円/冊で作成する。  
**各チームの負担額は@300円×初回登録数(2/27までに登録する選手の数)**
- C) リーグ戦に参加する各チームは、試合を行うにあたり次の経費を対戦チームと折半(1/2ずつ)で負担する。
- |                |             |
|----------------|-------------|
| ○会場費(グラウンド使用料) | 1試合 10,000円 |
| ○本部役員費         | 1試合 500円    |
| ○リーグ運営費        | 1試合 100円    |
- <計算方法 例>
- T1は年間予定試合数14試合(10,000円+500円+100円)×14試合÷2  
 T2は年間予定試合数14試合(10,000円+500円+100円)×14試合÷2  
 T3は年間予定試合数14試合(10,000円+500円+100円)×14試合÷2  
 T4は年間予定試合数14試合(10,000円+500円+100円)×14試合÷2
- D) 審判員に対する謝礼は、試合当日に担当審判員に支払う。
- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| ○東京 FA 派遣審判員に対する謝礼 | 主審 4,000円/副審 3,000円 |
| ○チーム帯同審判員に対する謝礼    | 一人(主審/副審問わず) 500円   |
- <支払い 例>
- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 東京 FA から主審/副審 2名の派遣を受ける | (4,000円+3,000円×2)÷2 |
| 東京 FA から主審/副審はチーム帯同     | (4,000円+500円×2)÷2   |
| 主審/副審ともチーム帯同            | (500円×3)÷2          |
- E) 追加経費の発生について、リーグ戦として年間で予定する試合に対する経費(上記の計算を参照)のほかに、試合が途中で中断・中止になった場合で別日に試合を実施する場合の必要経費については、対戦する両チームで負担をお願いします。
- F) 代表者会議を受けて、各チームは上記A)～D)を加算した額に、年間試合数を乗じた額の合計を、**2026年2月末日までに** 下記の口座に振り込むこと
- ⑪ 諸経費振込先(期限厳守で振込を行うこと)
- 振込口座は以下のとおり**
- 三菱UFJ銀行 江古田支店 普通 1457819  
 財団法人 東京都サッカー協会 第3種委員
- ⑫ 参加申込みの完了(リーグ戦へ参加するための手続きの完了)は、  
**2026年2月27日までに 下記の手続きが完了している必要があります。**
- 参加選手・スタッフなど登録用紙 ○プライバシーポリシー同意書  
 上記の書類をメールで提出(クラブ連盟所属チームについてはシステム利用可)  
 ○リーグ参加費 ○プログラム代 ○試合実施経費  
 上記の費用を口座に納入  
 なお、一旦納入された費用(参加費・パンフレット代)についてはいかなる理由があっても返金をしない。
- ⑬ 代表者会議
- |     |                       |
|-----|-----------------------|
| 日 時 | : 2026年2月2日(月) 19:00～ |
| 会 場 | : 後日連絡                |
- ⑭ リーグ戦途中でリーグ戦への参加辞退あるいは一定期間の試合を実施することができないと

チームから申し出があった場合、下記の原則にそって三種委員会で状況を判断して対応する。

- A) 辞退あるいは実施不可の申し出をしたチームのリーグ戦の全成績を除いて、他のチームのリーグ戦の順位を算出する。
- B) 辞退あるいは実施不可の申し出をしたチームは降格対象チームとする。

⑭ 試合実施に関して下記の点を含めて柔軟に対応をする。

- A) 2回戦総当りであるが、1回目の対戦が終わっていないカードがあっても、2回目の対戦を実施することを可能とする。
- B) M-T-Mを基本とするが、週末土日を利用して連戦で試合をすることを可能とする。
- C) 2試合セットでの実施を基本とするが、1試合開催でも可能とする。
- D) 雨天使用不可のグラウンドの使用を可能とする。
- E) 対戦チームで審判員を務めて試合を実施することを可能とする。
- F) その他、随時、(公財)東京都サッカー協会三種委員会と相談しながら試合を実施する。

本件に関するお問合せ先	U-15 Tリーグ運営委員会 E-mail : tcy@tokyo-cy.jp
-------------	--